

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について（概要）

（令和3年12月20日 神生総発第235号）

県下の繁華街・歓楽街については、平成18年4月以降、「神奈川県警察歓楽街総合対策推進本部」を設置し、自治体はもとより、商店街、商工会議所、商工会、地域住民等との協働による迷惑行為の防止と街並み改善に向けた各種取組をはじめ、各部門の総力を挙げて総合的な諸対策を継続的に推進した結果、自治体等と連携した取組の定着及び風俗環境等の改善が一定程度みられる状況にある。

しかしながら、歓楽街等が暴力団の資金源活動の場であることなどを背景に、違法風俗店や賭博店の潜在化、外国人等によるマッサージやエステを装った違法店舗の存在等が見られるほか、客引きやスカウト行為等の迷惑行為、風俗関係事犯等の巧妙化、違法駐車や道路の不正使用等、地域ごとに様々な課題が見受けられる状況もある。

これらを踏まえ、現状の歓楽街等が抱える問題点を関係者の間で共有するとともに、地域の変化等に応じたきめ細やかな対策について検討を行い、効果的な対策を地域と一体となって継続的に実施することが重要であることから、引き続き繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策に取り組むこととした。

第1 推進重点

- 1 自治体や商店街等との協働による迷惑行為の防止及び街並みの改善
- 2 自治体や商店街等と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体
- 3 風俗関係事犯及び組織犯罪の取締り
- 4 総合的な交通対策

第2 推進期間

令和4年1月1日（土）から令和6年12月31日（火）までの間

第3 推進重点地区

- 1 都市再生プロジェクト地区
 - (1) 関内地区（加賀町警察署管内）
 - (2) 関外地区（伊勢佐木警察署管内）
- 2 警察本部特別指定地区
川崎駅東側地区（川崎警察署管内）
- 3 警察本部指定地区
 - (1) 横浜駅周辺地区（戸部警察署管内・神奈川警察署管内）
 - (2) 鶴見駅前地区（鶴見警察署管内）
 - (3) 新横浜駅前地区（港北警察署管内）
 - (4) 横須賀中央駅周辺地区（横須賀警察署管内）
 - (5) 藤沢駅前地区（藤沢警察署管内）
 - (6) 平塚駅前地区（平塚警察署管内）
 - (7) 本厚木駅前地区（厚木警察署管内）
 - (8) 大和駅前地区（大和警察署管内）